

監理業務標準委託契約約款（新旧対照条文）（内容に関わる改正箇所のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>（監理業務委託者の催告によらない解除権）</p> <p>第 35 条の 2 監理業務委託者は、監理業務受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>二 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を監理業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>〔注〕第二号は第 5 条第 3 項を使用しない場合は削除する。</p> <p>三 履行期間内に監理業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>四 監理業務受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>五 監理業務受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は監理業務受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>六 契約の内容や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、監理業務受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、監理業務受託者がその債務の履行をせず、監理業務委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡し</p>	<p>（監理業務委託者の催告によらない解除権）</p> <p>第 35 条の 2 監理業務委託者は、監理業務受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>一 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。</p> <p>二 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を監理業務の履行以外に使用したとき。</p> <p>〔注〕第二号は第 5 条第 3 項を使用しない場合は削除する。</p> <p>三 履行期間内に監理業務が完了しないと明らかに認められるとき。</p> <p>四 監理業務受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>五 監理業務受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は監理業務受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>六 契約の内容や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、監理業務受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、監理業務受託者がその債務の履行をせず、監理業務委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡し</p>

たとき。

九 第 37 条又は第 37 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 監理業務受託者（監理業務受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（監理業務受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、監理業務受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

（削る）

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのい

たとき。

九 第 37 条又は第 37 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 監理業務受託者（監理業務受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（監理業務受託者が個人である場合にはその者を、監理業務受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（新設）

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのい

れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 監理業務受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、監理業務委託者が監理業務受託者に対して当該契約の解除を求め、監理業務受託者がこれに従わなかったとき。

れかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 監理業務受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、監理業務委託者が監理業務受託者に対して当該契約の解除を求め、監理業務受託者がこれに従わなかったとき。